

令和4年6月  
大東市議会  
定例月議会議案  
条例新旧対照表



## も く じ

・議案第36号	大東市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例-----	1
・議案第37号	大東市附属機関条例-----	3
・議案第38号	大東市立放課後児童クラブ条例-----	5

議案第36号

大東市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 新旧対照表

新			
本則 (略)			
別表 (第24条関係)			
種別	取扱区分	回数	手数料
ごみ	(略)	(略)	(略)
<u>粗大ごみ</u>	<u>3辺(高さ、幅及び奥行きをいう。以下この表において同じ。)がいずれも30センチメートル以下のもの</u>	<u>随時</u>	<u>無料</u>
	<u>3辺のうち、いずれかが30センチメートルを超え、かつ、3辺の合計が3メートル未満のもの</u>		<u>1点につき 300円</u>
	<u>3辺の合計が3メートル以上のもの</u>		<u>1点につき 600円</u>
備考	(略)		

主要改正点

- ・粗大ごみの処理に係る手数料を定めたこと。

旧

本則 (略)

別表 (第24条関係)

種別	取扱区分	回数	手数料
ごみ	(略)	(略)	(略)
備考	(略)		

議案第 37 号

大東市附属機関条例 新旧対照表

新

本則 (略)

別表 (第 2 条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務	委員の定数
市長			
	大東市飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会	(略)	(略)
	<u>大東市立学校施設整備基本設計等事業者選定委員会</u>	<u>本市が設置する小学校及び中学校 (以下「小・中学校」という。) の施設の整備に係る基本設計及び実施設計を行う事業者のプロポーザル方式による選定についての審議に関する事務</u>	<u>10人以内</u>
教育委員会	大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会	<u>小・中学校</u> で使用する教科用図書の選定についての審議に関する事務	6人以内

主要改正点

- ・市長の附属機関に大東市立学校施設整備基本設計等事業者選定委員会を加えたこと。

旧

本則 (略)

別表 (第2条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務	委員の定数
市長			
	大東市飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会	(略)	(略)
教育委員会	大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会	<u>本市が設置する小学校及び中学校 (以下「小・中学校」という。)</u> で使用する教科用図書の選定についての審議に関する事務	6人以内

## 議案第38号

### 大東市立放課後児童クラブ条例 新旧対照表

#### 新

第1条 ～ 第2条 (略)

(利用時間)

第3条 (略)

(1) (略)

(2) 大東市立小学校の夏季休業日、冬季休業日及び春季休業日(次号に掲げる日を除く。)

午前8時から午後6時まで

(3) 土曜日 午前8時から午後5時まで

2 (略)

(休業日)

第4条 (略)

(1) ～ (2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(入所資格等)

第5条 児童クラブに入所することができる児童は、本市内に在住し、かつ、小学校に就学している1年生から6年生までの児童であって、その保護者が次の各号のいずれかに該当しているものとする。

(1) 常態とする就労、疾病、介護その他市長が適当と認める事由により、放課後における児童の健全な育成が困難であること。

(2) 児童の健全な育成に著しい支障を及ぼすおそれがあるものとして、市長が認める状態にあること。

2 前項第1号に掲げる要件にかかわらず、大東市立小学校の夏季休業日にあつては、就労、疾病、介護その他市長が適当と認める事由が規則で定める基準を満たす保護者につ



主要改正点

- ・大東市立放課後児童クラブの利用時間、使用料等を変更したこと。

旧

第1条 ～ 第2条 (略)

(利用時間)

第3条 (略)

(1) (略)

(2) 大東市立小学校の夏季休業日、冬季休業日及び春季休業日(次号に掲げる日を除く。)

午前8時30分から午後6時まで

(3) 土曜日 午前8時30分から午後5時まで

2 (略)

(休業日)

第4条 (略)

(1) ～ (2) (略)

(3) 3月31日(その日が日曜日のときは、その前日)

(4) (略)

(5) (略)

(対象児童)

第5条 児童クラブの入所の対象となる児童は、本市内に在住し、かつ、小学校に就学している1年生から6年生までの児童とする。

# 新

いても、当該期間に限り、定員に達するまで、その児童を児童クラブに入所させることができる。

## 第6条 (略)

(入所承諾の取消し)

## 第7条 (略)

(1) ～ (3) (略)

(4) 保護者が第5条第1項各号に掲げる要件の全て又は同条第2項に定める要件に該当しなくなったとき。

(5) ～ (6) (略)

## 第8条 (略)

(使用料)

第9条 児童クラブを利用する児童の保護者(第5条第2項の規定により、その児童を児童クラブに入所させる保護者を除く。)は、市長が定める期日までに次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める使用料を納付しなければならない。

(1) 1世帯で児童1人を入所させたとき 月額5,500円

(2) 同一世帯で2人以上の児童を入所させたとき 最も年齢の高い児童は月額5,

# 旧

## (入所基準)

第6条 児童クラブに入所できる児童は、その保護者が次の各号のいずれかに該当しているものとする。

- (1) 居宅外で労働することを常態としていること。
- (2) 内職等で日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。
- (3) 疾病その他の理由により身体等に障害を有していること。
- (4) 長期にわたり疾病の状態にあること、又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。
- (5) 保護者と一緒にいることが、その児童の健全な育成に著しい支障を及ぼすおそれがあること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に認める状態にあること。

第7条 (略)

(入所承諾の取消し)

第8条 (略)

- (1) ～ (3) (略)
- (4) 保護者が第6条に規定する入所基準に該当しなくなったとき。

(5) ～ (6) (略)

第9条 (略)

(使用料)

第10条 児童クラブを利用する児童の保護者は、市長が定める期日までに次に掲げる使用料を納付しなければならない。

- (1) 1世帯で児童1人を入所させたとき 月額6,000円
- (2) 同一世帯で2人以上の児童を入所させたとき 最も年齢の高い児童は月額6,

# 新

500円、その他の児童は1人につき月額2,750円

(3) (略)

(4) 土曜日に利用したとき 児童1人につき月額1,200円

2 第5条第2項の規定により、夏季休業日にその児童を児童クラブに入所させる保護者は、市長が定める期日までに次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める使用料を納付しなければならない。

(1) 1世帯で児童1人を入所させたとき 8,250円

(2) 同一世帯で2人以上の児童を入所させたとき 最も年齢の高い児童は8,250円、  
その他の児童は1人につき4,120円

(3) 利用時間を延長したとき 児童1人につき2,250円

(4) 土曜日に利用したとき 児童1人につき1,800円

第10条 (略)

第11条 (略)

第12条 (略)

(指定管理者が行うことができる業務の範囲)

第13条 (略)

2 前項第4号に規定する利用料金の額は、第9条第1項各号及び同条第2項各号に定める使用料の額を上限として指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとし、当該指定管理者の収入とすることができる。

3 (略)

4 第3条から第11条までの規定は、前条の規定により児童クラブの管理を指定管理者に行わせる場合について準用する。ただし、第9条から第11条までの規定は、第1項第4号に規定する利用料金の収受に関する業務を指定管理者に行わせる場合に限る。

## 旧

000円、その他の児童は1人につき月額3,000円

(3) (略)

(4) 土曜日を利用したとき 児童1人につき月額1,200円

第11条 (略)

第12条 (略)

第13条 (略)

(指定管理者が行うことができる業務の範囲)

第14条 (略)

2 前項第4号に規定する利用料金は、第10条各号に掲げる利用料金を上限として指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとし、当該指定管理者の収入とすることができる。

3 (略)

4 第3条から第12条(第5条及び第9条を除き、第8条第5号及び第10条から第12条までについては、第1項第4号の規定により利用料金の収受を指定管理者に行わせる場合に限る。)までの規定は、前条の規定により児童クラブの管理を指定管理者に行わせる場合について準用する。この場合において、第3条及び第4条中「市長が必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者が必要と認めるときは市長の承認を得て」と、第6条及び第7条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第8条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、第9条中「市長」とあるのは「指定

# 新

5 前項の場合において、第3条第1項及び第4条中「市長が必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者が必要と認めるときは市長の承認を得て」と、第5条及び第6条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第7条各号列記以外の部分中「市長」とあるのは「指定管理者」と、同条第5号中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第6号中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第8条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第9条から第11条まで（各条の見出しを含む。）の規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。ただし、第7条第5号の読替えにあつては、第1項第4号に規定する利用料金の収受に関する業務を指定管理者に行わせる場合において、同条の規定を準用する場合に限る。

第14条 （略）

第15条 （略）

別表（第2条関係）

名称	位置
<u>大東市立灰塚小放課後児童クラブ</u>	<u>大東市灰塚一丁目3番1号</u> <u>大東市立灰塚小学校内</u>

## 旧

管理者」と、第10条から第12条（各条において見出しを含む。）までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

第15条（略）

第16条（略）

別表（第2条関係）

名称	位置
<u>大東市立灰塚小放課後児童クラブ</u>	<u>大東市灰塚一丁目5番17号</u> <u>大東市立灰塚小学校外の民有地</u>

印刷物番号
-------

4 - 2 2
---------